傷病手当金支給対象者判定フローチャート

令和２年１月１日から現在まで、安中市の国民健康保険に加入している（加入していた期間がある。）。

いいえ → **対象外**
※加入している（いた）健康保険にお問い合わせください。

はい ↓

上記の国保加入期間中、給与等の支払いを受けていた（被用者）期間がある。

いいえ → **対象外**
※傷病手当金は給与等の支払いを受けていた方（被用者）が対象となります。

はい ↓

新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等の症状により感染が疑われたため療養のため連続して３日間（待期期間）、仕事をお休みしていた期間（現在も休んでいる）がある。

いいえ → **対象外**
※連続した３日間（待期期間）の後の４日目以降が支給の対象となります。

はい ↓

待期期間後、4日目以降のお休みの期間に、給与の支払いを受けていない。

いいえ → **原則対象外**
※給与等の支払いを受けている（有給休暇取得を含む）場合は、支給対象外となります。

ただし、給与等の日額が傷病手当金の日額より少ない場合は、差額が支給される可能性があります。
詳しくは国保年金課又は松井田支所住民福祉課までお問合せください。

はい ↓

傷病手当金の支給対象者の可能性があります。事前に国保年金課又は松井田支所住民福祉課へご連絡ください。

該当の場合 ←

↓

お休みの期間中、医療機関を受診している。

はい ↓

≪ 医療機関受診ありの場合 ≫

以下の申請書の提出が必要となります。

1　支給申請書（世帯主記入用）
2　支給申請書（被保険者記入用）
3　支給申請書（事業主記入用）
4　支給申請書（医療機関記入用）

いいえ ↓

≪ 医療機関受診なしの場合 ≫

以下の申請書の提出が必要となります。

1　支給申請書（世帯主記入用）
2　支給申請書（被保険者記入用）
3　支給申請書（事業主記入用）